

政策 2-2 未来を担う人材を育成する

1 政策の方向性

- 若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。
- こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。
- また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H26) [2014]	現状 (R3) [2021]	目標 (R7) [2025]
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童の割合 (小学校6年生、全国学力・学習状況調査)	85.1%	77.3%	90%以上
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した生徒の割合 (中学校3年生、全国学力・学習状況調査)	69.7%	65.2%	75%以上

3 施策の体系

政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備

施策2-2-4 学校の教育力の向上

施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

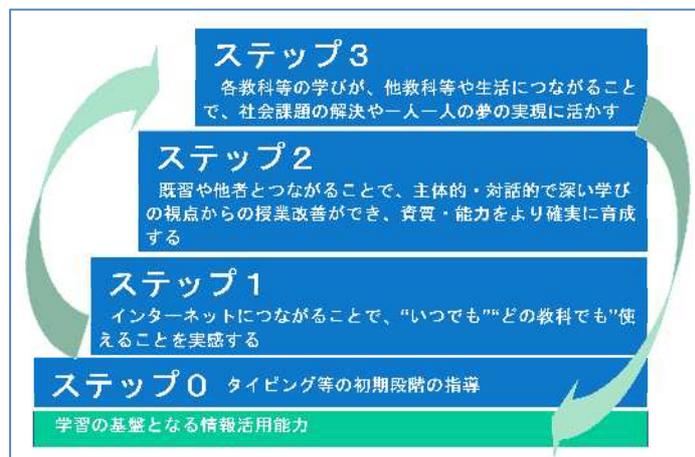


1 これまでの主な取組状況

- 子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊心や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達段階に応じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で実践しています。
- 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利や、多文化共生教育、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行に伴う学習活動等の人権尊重教育を総合的に推進しています。
- 子どもたちの「確かな学力」を育むため、すべての子どもが「分かる授業」を目指して、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」の研究実践を進めています。また、新学習指導要領の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、外国語指導助手（ALT）の配置、「英語教育推進リーダー」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。
- 令和2（2020）年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線LAN）について、令和3（2021）年度からステップ0・1として授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「かわさきGIGAスクール構想」の推進に取り組んでいます。



GIGA 端末を活用した授業の様子



かわさき GIGA スクール構想に基づく段階的なステップアップのイメージ

- 学校司書の適正配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「健康給食」の推進など、「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。

2 施策の主な課題

- 新学習指導要領（小学校は令和2（2020）年度、中学校は令和3（2021）年度から全面実施、高等学校は令和4（2022）年度から年次進行で実施）では、「持続可能な社会の実現」に向けた視点や、教育課程に基づき、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメントの確立」が求められています。
- 市学習状況調査等の実施により子どもたちが自らの学習状況と課題を把握することや、1人1台端末を活用して各学校が子どもの実態等を踏まえて「個別最適な学び」や授業改善の取組を行うことにより、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。
- 「かわさきGIGAスクール構想」を推進し、社会の創り手となる子どもたちに必要な力を育むために、端末の活用に向けた着実な人材育成と現場における段階的な活用のステップアップが必要です。また、取組を進めながら、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも確実に対応していく必要があります。
- 性的マイノリティへの理解促進や、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見への対応、かわさきパラムーブメントの理念浸透、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念やしくみの普及・啓発など、さまざまな観点から学校における子どもの権利学習や多文化共生教育等の人権尊重教育を推進していく必要があります。
- 将来を担う児童生徒が、生涯「健康」な生活を送るために、引き続き小中9年間にわたる「健康給食」を提供し、体系的・計画的な食育を推進する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 持続可能な社会の実現など新学習指導要領の視点に沿った適切な対応
- ★ 小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の推進
- ★ すべての子どもの「分かる」を目指して、教育データを活用したきめ細かな指導・学びの推進
- ★ 情報活用能力を基盤として、未来社会の創り手を育む「かわさきGIGAスクール構想」の推進
- ★ 人権尊重を根幹とした教育活動の更なる推進
- ★ 小・中学校9年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用したさらなる食育の充実

4 直接目標

- すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	75.9 % (平成26 (2014) 年度：小 6)	73.0 % (令和3 (2021) 年度：小 6)	77.0 % 以上 (平成29 (2017) 年度：小 6)	81.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：小 6)	82.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：小 6)
	66.7 % (平成26 (2014) 年度：中 3)	66.0 % (令和3 (2021) 年度：中 3)	68.0 % 以上 (平成29 (2017) 年度：中 3)	74.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：中 3)	75.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：中 3)
「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	第3期実施計画 から新たに設定	78.5 % (令和2 (2020) 年度：小 5)	—	—	82.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5)
		66.4 % (令和2 (2020) 年度：中 2)	—	—	75.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2)
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	88.3 % (平成26 (2014) 年度：小 5)	90.1 % (令和2 (2020) 年度：小 5)	90.0 % 以上 (平成29 (2017) 年度：小 5)	93.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：小 5)	94.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5)
	73.4 % (平成26 (2014) 年度：中 2)	80.8 % (令和2 (2020) 年度：中 2)	75.0 % 以上 (平成29 (2017) 年度：中 2)	80.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：中 2)	82.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2)
「学習がすきだ、どちらかといえばすきだ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	第2期実施計画 から新たに設定	73.9 % (令和2 (2020) 年度：小 5)	—	80.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：小 5)	81.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5)
		64.5 % (令和2 (2020) 年度：中 2)	—	65.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：中 2)	67.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2)
「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	第2期実施計画 から新たに設定	90.9 % (令和2 (2020) 年度：小 5)	—	96.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：小 5)	97.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5)
		80.5 % (令和2 (2020) 年度：中 2)	—	79.0 % 以上 (令和3 (2021) 年度：中 2)	81.0 % 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2)
体力テストの結果 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査) ※神奈川県の前年値を100とした際の本市の値	99.7 (平成26 (2014) 年度：小 5 男)	100 (令和元 (2019) 年度：小 5 男)	100 以上 (平成29 (2017) 年度：小 5 男)	101 以上 (令和3 (2021) 年度：小 5 男)	102 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5 男)
	99.4 (平成26 (2014) 年度：小 5 女)	100 (令和元 (2019) 年度：小 5 女)	100 以上 (平成29 (2017) 年度：小 5 女)	101 以上 (令和3 (2021) 年度：小 5 女)	102 以上 (令和7 (2025) 年度：小 5 女)
	92.9 (平成26 (2014) 年度：中 2 男)	94.6 (令和元 (2019) 年度：中 2 男)	100 以上 (平成29 (2017) 年度：中 2 男)	100 以上 (令和3 (2021) 年度：中 2 男)	100 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2 男)
	94.5 (平成26 (2014) 年度：中 2 女)	96.5 (令和元 (2019) 年度：中 2 女)	100 以上 (平成29 (2017) 年度：中 2 女)	100 以上 (令和3 (2021) 年度：中 2 女)	100 以上 (令和7 (2025) 年度：中 2 女)

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
キャリア在り方生き方教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校におけるカリキュラム・マネジメントに基づいた教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア在り方生き方教育の全校実施 ・担当者研修の実施 ・多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 ●「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリアパスポート」を活用した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・全校種における啓発資料の活用 ●研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会や報告会の実施 ●広報等による保護者等への理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの作成及び配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校における取組の実施と担当者のスキルアップ 	事業推進
学力調査・授業改善研究事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもたちの資質・能力の定着状況を把握するために調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市学習状況調査・市学習診断テストの実施及び結果の活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市学習状況調査(小5・中2)、市学習診断テスト(中1・中3)の実施 ・「生活や学習に関するアンケート」の実施 ●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における授業改善の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・結果報告書作成 ・数値目標の設定等による授業改善 ●実践事例集の活用による指導力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・事例集作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象学年の拡充、調査内容の充実 ・結果を踏まえた、授業改善や家庭学習・自主学習の支援 ・調査の結果等を活かしたさらなる授業改善の推進 ・学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・配布 	事業推進
きめ細かな指導推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導 ・手引き等を活用した取組の実践 ●少人数指導・少人数数学級等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の実情に応じた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
英語教育推進事業 外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手(ALT)を活用する等、英語教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの活用 ・英語教育推進リーダー養成数(累計)：24人 ●ALTの配置・活用による英語教育の推進 R3配置数 小・中学校：107人 高等学校：6人 ●各校における指導体制の充実 ・小学校における中核英語教員(CET)への必須研修の実施 ・中学校、高等学校における各校1名以上参加の外国語教育指導力向上研修の実施 ・大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進に向けた取組 ・小学校英語強化非常勤講師(ERT)の小学校への派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語教育推進リーダーの活用 ・ALTの適正な配置の実施 ・各種研修の実施による英語教育の充実に向けた取組の推進 	事業推進
理科教育推進事業 理科支援員の配置や中核的理科教員(CST)の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心をもって主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●理科支援員配置による理科教育の推進 ・全小学校に配置 ●横浜国立大学と連携した中核的理科教員(CST)の養成及び活用の推進 CST養成数(累計)：73人(見込み) CSTによる研修数：4講座 ●先端科学技術者の派遣授業の実施 ・派遣授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・CST養成プログラムの実施と理科指導力向上に向けた取組の推進 ・継続実施 	事業推進
読書のまち・かわさき推進事業 子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書の配置による読書環境の整備など、「読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進 ・第4次計画の策定 ●統括学校司書及び学校司書配置による学校図書館の充実 総括学校司書配置数：21人 学校司書配置数：56人 ●図書ボランティアによる読書活動の推進 ・読み聞かせ等の実施 ●図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上のための研修の実施 R1実施回数：25回 ●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進 ・ドリルの配布やイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進 ・学校司書等の適正な配置 ・継続実施 ・継続的な研修の実施 ・連携した取組の実施 	事業推進
子どもの音楽活動推進事業 音楽のすばらしさを味わい、体験することを通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 R2体験者数：5,229人(57校) ●ミュゼ川崎シンフォニーホールを舞台とした「子どもの音楽の祭典」の実施 ・事業実施 ●市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」(中学生)の育成 実施校数：20校 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続的な実施 ・継続実施 ・「ジュニア音楽リーダー」の育成実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	令和8(2026)年度以降
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	
人権尊重教育推進事業 「子どもの権利に関する条例」や「差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力の向上に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の推進 開催：年1回 ●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 R2研修参加者数：2,878人（PTAは中止） ●人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ・教材内容の改善及び効果的な活用 ●子どもの権利学習派遣事業の実施 派遣学級数：113学級（子ども向け） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進会議の継続的な開催など、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえた人権尊重教育の推進に向けた情報共有の推進 ・研修等の継続的な実施 ・内容の改善による教材等の充実と効果的な活用の推進 ・学校のニーズに応じた派遣事業の実施による学習機会の充実 	事業推進
多文化共生教育推進事業 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進 派遣校数：78校（212人） ●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた外国人教育についての情報共有や意見交換の推進 R3開催：1回 ●各学校の多文化共生教育の充実にに向けた情報交換の推進 ・実践事例報告会や事業説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣事業の実施 ・外国人教育推進連絡会議の継続的な開催による事業の充実 ・実践事例報告会や事業説明会を活用した情報交換の実施 	事業推進
子どもの体力向上推進事業 児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動を充実するなど、児童生徒の体力向上につながる取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ・各種大会の実施 ●休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の推進 R3実施校数：全小学校（114校） ●部活動への支援 ・技術的指導を行う部活動指導者の派遣：55人 ・全国大会等出場者への旅費等の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・全小学校での「キラキラタイム」の継続実施 ・部活動への継続的支援 	事業推進
健康教育推進事業 健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実に図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症防止対策の推進 ・感染対策用品の配布等の実施 ●喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進 ・保健の授業等で実施 ●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ・食物アレルギー研修の実施 ●学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ・各種健康診断の実施 ●スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等の支援 派遣校数：6校 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の状況に応じた継続的な支援 ・継続的な健康教育の推進 ・養護教諭や栄養士を対象とした研修の継続実施 ・健康診断の適正な実施 ・若手養護教諭の養成・支援のための派遣の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～ 7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
健康給食推進事業 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中 9 年間にわたる一貫した食育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・食材や味付けにこだわった、健康的で、おいしい給食の提供 ・JAセレサなど多様な主体と連携した給食の提供 ・小中 9 年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・レシピ動画等の市民への情報発信 ●中学校給食の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターPFI事業モニタリングの実施 ●小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽機器等の計画的更新 ・退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化 ●安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金支給 ●学校給食費の適正な徴収 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費の公会計化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎らしい特色ある給食の提供 ・学校における食に関する指導プランに基づいた体系体・計画的な食育の推進 ・継続実施 ・老朽機器等の計画的な更新の実施 ・退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化の継続実施 ・運営支援内容の検討と検討に基づく取組の推進 ・徴収状況を踏まえた取組の推進 	事業推進
教育の情報化推進事業 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT 機器整備や学校業務の効率化に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定 ●情報モラル教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳や総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育の実施 ●学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器の更新・整備 ●校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・研修開催やサポートデスク等による各学校のサポート ●ネットワーク環境の充実に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク環境のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の実施 ・判断力の育成など情報モラル教育の推進と家庭との連携推進 ・GIGA端末導入に伴う小学校PC教室の見直し ・サポート体制の充実 ・学習データや児童管理データ、指導データなど様々なデータの連携による効率化の促進 ・検討結果に基づく取組の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度		
				令和8(2026)年度以降
かわさきGIGAスクール構想推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさきGIGAスクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ステップ0・1の実現を支える教職員のスキル向上に向けた研修の実施 ・推進モデル校2校 ・研究推進校1校 ・推進協力校12校 ●学校での活用を促進する人的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・GSL研修会参加者数：延べ1,333人 ・GIGAスクールサポーターによる支援：15名配置 ●教育用デジタルコンテンツ等の活用に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教科書実証事業重点校での調査と活用方法の検討 ●学習履歴（スタディ・ログ）など教育データの整理と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・教育データの利活用に向けた整理 ・GIGA端末における教育データの活用状況の調査 ●児童生徒数の増加等に対応したGIGA端末及び通信環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数の増加等に応じた各種環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活用能力を基盤として段階的なステップアップを図る取組の推進と授業での活用 ・研究推進校・拠点校における取組の支援と共有による事業の充実 ・ICT活用研修の充実と各教科・各校種における活用の推進 ・情報交換会等を含むGSL（GIGAスクール構想推進教師）研修会や要請訪問研修の実施 ・サポーターの配置による学校支援 ・デジタル教科書の活用に関する研究と取組の推進 ・副読本のデジタル化支援と活用の促進 ・教育データの活用手法の検討と指導・評価の改善への反映 ・GIGA端末における教育データの調査・分析 ・各学校の状況に応じたGIGA端末の整備と適切な維持 ・利用状況に対応した通信環境の確保に向けた調査、検討 ・利用アカウントの発行、管理等の効率的な運用 	事業推進	
魅力ある高校教育の推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育や、定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある普通科教育の推進 ・定時制における学びの充実 ・特色ある専門学科の推進 ・ICT環境の計画的な整備 ●高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・聴講生制度：2コマ ・図書館開放：1校 ・開放講座：6講座（R1） ●川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・中高一貫教育の推進 ●市立高校における多様な主体との協働に向けた体制づくりと取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・橋・幸・高津高校における協働に向けた体制作りと取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通科におけるカリキュラム・マネジメントの充実とキャリア教育の推進 ・定時制における将来の自立に向けた支援や日本語指導の充実、在県外国人等特別募集の実施 ・インターンシップや合同発表会の実施など特色ある専門学科の推進 ・ICT環境の計画的な整備 ・聴講生制度、図書館開放、開放講座等の取組の推進 ・川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育の実施 ・多様な主体との連携・協議体制の構築と連携した取組の検証 	事業推進	
道徳教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 児童生徒が、生命を大切にする心や他者と協調し他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、「特別の教科 道徳」を要として、学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育推進教師研修による指導体制の充実 ・担当者研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校における道徳教育の充実 ・道徳教育推進教師研修、教員経験5年目以下の教員を対象とした研修等の充実 ・「いのち・心の教育」に関する研修の充実 	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応



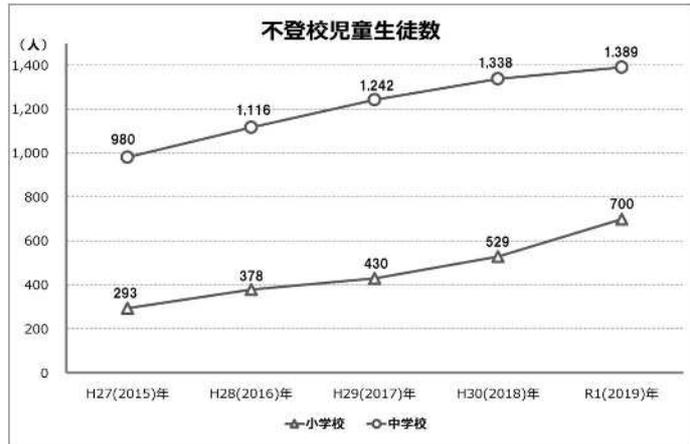
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。特に不登校児童生徒数の増加については、国における「不登校というだけで問題行動であると受け止められないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと」という考え方に則って、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組んでいます。
- このような状況に対応するため、児童支援コーディネーターを小学校全校に配置するとともに、令和2（2020）年度までに、中学校31校において支援教育コーディネーターを配置し、生徒指導担当と協働することで、教育的ニーズの把握と不登校等の未然防止を図りました。
- 外国につながるの児童生徒に対して、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和2（2020）年度に支援体制の見直しを行い、更なる充実を図りました。



資料：「市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果」



資料：「神奈川県公立小・中学校における外国につながる児童・生徒在籍状況調査結果」

2 施策の主な課題

- 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、施設の狭隘化への対応など教育環境の整備が課題となっています。
- 子どもたちを取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、不登校児童生徒の増加への対応や発達障害のある子どもへの支援など、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や、専門機関との連携のしくみづくり、発達の段階に応じた切れ目のない支援策等を検討する必要があります。
- 特に不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることから、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクに配慮した支援が求められます。
- 経済的理由のために学習機会が失われることのないよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な就学支援等が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 障害の有無に関わらずすべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築
- ★ 特別支援学校の狭隘化への対応など計画的な施設整備の推進
- ★ 特別な支援が必要な児童生徒の増加や外国につながりのある児童生徒への対応、不登校支援に関する国の方針を踏まえた、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- ★ 福祉部門等との連携強化など、教育分野における子どもの貧困対策等の推進

4 直接目標

- 支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
支援の必要な児童*の課題改善率 (小学校) (教育委員会調べ) ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	81.8 % (平成26 (2014) 年度)	90.9 % (令和2 (2020) 年度)	88.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	95.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	97.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)
1,000人あたりの暴力行為発生件数 (中学校) (教育委員会調べ)	8.29 件 (平成26 (2014) 年度)	5.05 件 (令和2 (2020) 年度)	8.22 件以下 (平成29 (2017) 年度)	6.88 件以下 (令和3 (2021) 年度)	6.88 件以下 (令和7 (2025) 年度)
いじめの解消率 (教育委員会調べ) ※ (解消した件数/認知件数) ×100	65.8 % (平成26 (2014) 年度: 小学校)	70.2 % (令和2 (2020) 年度: 小学校)	80.0 %以上 (平成29 (2017) 年度: 小学校)	85.0 %以上 (令和3 (2021) 年度: 小学校)	85.5 %以上 (令和7 (2025) 年度: 小学校)
	83.2 % (平成26 (2014) 年度: 中学校)	76.5 % (令和2 (2020) 年度: 中学校)	90.0 %以上 (平成29 (2017) 年度: 中学校)	92.0 %以上 (令和3 (2021) 年度: 中学校)	92.0 %以上 (令和7 (2025) 年度: 中学校)
支援の必要な生徒*の課題改善率 (中学校) (教育委員会調べ) ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な生徒の数	第3期実施計画 から新たに設定	74.5 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	80.0 % (令和7 (2025) 年度)
通常の学級に在籍する個別の指導計画の作成が必要な児童生徒に対して計画を作成した割合 (小・中・高等学校) (教育委員会調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	— (令和3 (2021) 年度調査による)	—	—	100 % (令和7 (2025) 年度)

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
特別支援教育推進事業 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校と通級指導教室の担当教員による各校の支援 ●小・中学校通級指導教室の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置 ・通級指導体制の充実に向けた巡回方式の試行 ●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ ●特別支援教育研修の実施による専門性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 必須研修：19回 希望研修：10回 ●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実情に合わせた看護師の派遣 ●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置 ●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> R2配置回数：21,092回 ●小中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置 <ul style="list-style-type: none"> 配置校数：10校 ●福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉と連携した教育支援の実施 ●社会的自立に向けた就労支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・高等部における就労訓練の実施 ●特別支援学校の計画的な施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・中央支援学校大戸分教室の増築に向けた取組 ・中央支援学校高等部分教室の整備に向けた取組及び学校化に向けた検討 ・受入枠拡充に向けた神奈川県との協議 ●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に応じて各校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当教員による小・中学校への支援 ・検査体制の強化や巡回方式の導入など通級指導体制の充実 ・個別の指導計画及びサポートノートの活用による適切な引継ぎの実施 ・学びの場に応じた研修の継続実施と充実 ・継続実施 ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置による学習支援 ・小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの継続配置 ・特別支援学級への介助支援人材の継続配置 ・福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援 ・関係機関との連携による支援の充実 ・中央支援学校大戸分教室、高等部分教室の計画的な施設整備と学校化に向けた取組の推進 ・受入枠拡充に向けた神奈川県との協議結果に基づく取組の推進 ・交流及び共同学習の継続 	事業推進
共生・共育推進事業 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における年間6時間授業の実施 担当者研修の実施：年2回 ・ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ・GIGAスクール構想に対応したエクササイズの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 ・各学校でのICTを活用したプログラム実施の支援 ・エクササイズを活用した取組の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	事業内容・目標		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
児童生徒支援・相談事業 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区内に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進 コーディネーターの配置：小学校全校、中学校41校 コーディネーター研修の開催：8回 ●スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・全中学校・高等学校への配置 ・小学校、特別支援学校への派遣 ●スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化 配置：8名 ●多様な相談機能の提供 ・24時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習保障 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校全校へのコーディネーター配置と児童生徒支援の推進 ・カウンセラーによる専門的相談支援の充実 ・学校巡回カウンセラーの充実とスーパーバイザーの配置による体制強化 ・配置拡大による7区での巡回支援の充実 ・多様な相談機能による相談支援の実施 	事業推進
教育機会確保推進事業 不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 ・市内6か所の運営 ●子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの配置・活用 配置：20名 ●既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・西中原中学校夜間学級の運営 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実 ●GIGA端末等を活用した長期欠席・不登校児童生徒への支援 ・オンライン授業やデジタル教材による児童生徒の支援 ●不登校特例校など不登校対策の充実に向けた取組の推進 ・不登校特例校など不登校対策の充実に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内6か所のゆうゆう広場における児童生徒支援 ・メンタルフレンドの活用による支援・相談の充実 ・夜間学級の運営による一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実 ・端末活用等による長期欠席・不登校児童生徒への支援の充実 ・事例研究等による不登校特例校設置可能性の検討と取組の推進 	事業推進
海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業 学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・教育相談の実施 ●初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 ・日本語初期支援員の配置 ●特別の教育課程による日本語指導の実施 ・国際教室の設置及び非常勤講師の配置 ・国際教室担当者等への研修の実施 ●多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ・通訳機器の配置 ・通訳・翻訳の充実 ●円滑な就学に向けた支援 ・就学前の学校説明会「プレスクール」の実施 ・就学案内及び就学状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・日本語初期支援員による支援の充実 ・国際教室の設置による日本語指導の充実 ・ICTの活用等による円滑なコミュニケーション手段の確保 ・「プレスクール」の実施による円滑な就学に向けた支援 ・就学案内及び就学状況の把握による就学機会の確保 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
就学等支援事業 就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 確実な就学援助費の支給による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・就学援助システムを活用した円滑な認定及び支給の実施 ● 特別支援教育就学奨励費の支給による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な支給 ● 就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就学事務の実施 ● 高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な支給・貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給による支援 ・就学援助の円滑な認定と援助費支給による支援 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進するとともに、全校で防災教育を推進し、各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を行っています。
- 学校施設長期保全計画に基づく計画的な改修（再生整備と予防保全）により、学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めています。また、トイレの快適化やバリアフリー化など、教育環境の向上に取り組んでいます。
- 児童生徒の増加に的確に対応し、良好な教育環境を維持するため、教室の転用や増築等の対応に計画的に取り組むとともに、令和元（2019）年度に開校した小杉小学校に続く、令和7（2025）年度の新川崎地区新設小学校の開校に向けた取組を進めています。

安全で快適な教育環境の整備（実施例）

トイレの快適化

ウェット式の旧式トイレ



和式トイレ



ドライ式の清潔なトイレ



洋式トイレ



小杉小学校の新設

平成 31（2019）年 4 月開校



2 施策の主な課題

- 登下校時の事故や事件、また地震や水害などの自然災害等が各地で起きていることから、すべての子どもが安全で安心な環境で教育を受けられるよう、自らの命を守るための取組や、通学路や学校施設等の安全確保が必要です。
- 学校施設の老朽化対策として、「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備と予防保全により長寿命化を図るとともに、経年劣化に伴う空調設備の更新や、エレベーター設置によるバリアフリー化推進など、教育環境の更なる向上が求められています。
- 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」という。）による小学校における35人学級の段階的な実施や、大規模集合住宅等の開発動向等も踏まえ、良好な教育環境を維持していくことが必要です。

3 施策の方向性

- ★ 事件・事故、災害から子どもたちを守る取組の推進
- ★ 「学校施設長期保全計画」に基づく取組の着実な推進
- ★ 快適な学習環境の確保に向けた設備更新
- ★ 地域ごとの児童生徒数の動向や義務標準法の改正に伴う影響を踏まえた良好な教育環境整備の推進

4 直接目標

- 安全で快適に過ごせる学習環境を整える

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
児童生徒の登下校中の事故件数 (教育委員会調べ)	29 件 (平成22(2010)～26 (2014)年の平均)	35.6 件 (平成28(2016)～令和2 (2020)年の平均)	27 件以下 (平成25(2013)～29 (2017)年の平均)	25 件以下 (平成29(2017)～令和3 (2021)年の平均)	23 件以下 (令和3(2021)～7 (2025)年の平均)
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合 (教育委員会調べ) ※「築年数20年以下(平成25 (2013)年度時点)の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済の学校施設」/全学校施設	24.1 % (平成27(2015)年度)	37.9 % (令和2(2020)年度)	28.7 %以上 (平成29(2017)年度)	50 %以上 (令和3(2021)年度)	80 %以上 (令和7(2025)年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25人 ・スクールガード・リーダーの配置による子どもたちを守る取組の推進 ● 踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：97か所(R3.9月末日時点) ・各学校の実情に応じた適正な配置 ● 通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ・通学路安全対策会議の開催及び危険か所の改善の推進 ・危険か所の改善 ● 学校防災教育推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進 指定校：7校 ・研究及び成果の共有による各学校の防災力向上と、防災教育の推進 ・防災学習テキストの配布と防災教育の実施 	事業推進
学校施設長期保全計画推進事業 既存学校施設の改修（再生整備・予防保全）により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校施設長期保全計画」に基づく学校施設の長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事：16校 ・計画的な再生整備及び予防保全の実施 体育館の工事：2校 ● 緊急性の高い老朽化した給水管の適切な更新 ・更新方針の検討 ・方針に基づき設計、工事の推進 	事業推進
学校施設環境改善事業 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、普通教室の空調設備の更新等を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存校のエレベーター設置の推進 完了校数：163校 ・エレベーター設置の推進 ● 学校トイレの環境整備の推進 完了校数：141校 ・R4年度全校完了予定 ● 普通教室の空調設備の更新 ・更新方針の検討 ・更新方針の決定と計画的な更新 ● 学校施設の防災機能の強化 ・非常用電源としての蓄電池の整備 ・学校施設の防災機能の適正な維持 ・非構造部材の耐震化の推進と学校施設の防災機能の適正な維持 	事業推進
学校施設維持管理事業 学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施 ・適切な保守・点検、管理、補修の実施 ・学校施設・設備の適切な保守・点検、管理、補修の実施 ● 効率的・効果的な学校施設の管理 ・民間活用による管理体制の検討、調査 ・新たな管理体制に向けた検討と事業推進 ● 学校プール施設の効率的・効果的な管理 ・学校プール施設の今後のあり方の検討と方針決定 ・方針に基づいた取組の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
児童生徒数・学級数増加対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 児童生徒数の増加や義務標準法改正に伴う少人数学級の実施等）に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ・推計の実施 ●児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた地域ごとの対応の推進 ・対応の検討 ●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ・調査・検討の実施 ●新川崎地区の小学校新設に向けた取組 ・基本設計・実施設計の見直し ●計画的な施設整備 ・高津小・柿生小・東小倉小 増築工事（完成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅開発・人口動態を捉えた推計の実施 ・児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた対応の推進 ・調査の実施及び結果を踏まえた通学区域の検討 ・R7開校に向けた取組の推進 ・計画的な施設整備の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策2-2-4 学校の教育力の向上



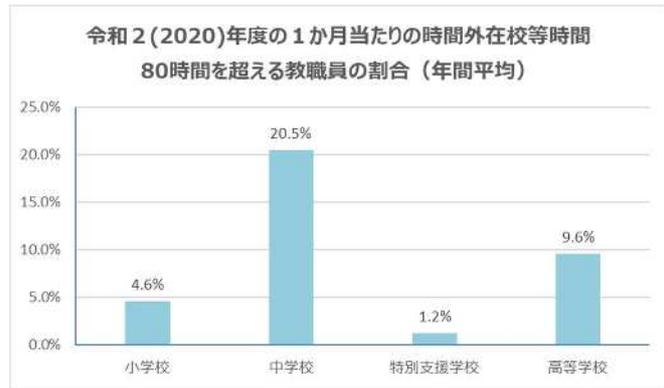
KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」(平成30(2018)年度策定)に基づき、学校給食費の公会計化や留守番電話の設置等による業務改善・支援体制の整備、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員の配置等による人人体制の確保など教職員の負担を軽減する取組を進めるとともに、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を推進しています。



資料：教育委員会事務局調べ

- 地域資源の活用や学校運営協議会設置校(コミュニティ・スクール)の拡充、学校評価の実施など、学校の自主性・自律性を高めながら特色ある学校づくりを進めています。
- 採用に関する広報活動の充実や試験方法の更なる工夫により、人間的魅力を備え、創意と活力にあふれた多様で優秀な人材の確保を進めています。また、学校における教育活動の充実を図るため、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行うとともに、ライフステージに応じた教職員研修を行い、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を進めています。

2 施策の主な課題

- 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新学習指導要領への対応や、GIGAスクール構想により教職員のICTを活用した指導力の向上なども求められる中、教職員の働き方・仕事の進め方改革を進めていくためには、引き続き教職員の業務の負担軽減と教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革の取組を着実に推進していく必要があります。
- 学校が抱える課題の解決に向けて、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現が求められていることから、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の拡充など地域が学校運営に参画するための持続可能なしくみの実現に向けた取組を進める必要があります。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正(小学校における35人学級の段階的な実施等)を踏まえ、必要な教職員の定数が増えることから、教員の質を低下させることなく、人材を確保することが必要となります。また、人材育成のため、ライフステージに応じた各種研修等を行っていく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ さまざまな教育課題への対応力向上を図るための学校運営・支援体制の充実
- ★ 教職員の長時間勤務の是正に向けた、働き方・仕事の進め方改革の推進

4 直接目標

- 教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動（授業等）を実現する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	58.4 % (平成26(2014)年度：小6)	72.4 % (令和3(2021)年度：小6)	59.0 %以上 (平成29(2017)年度：小6)	63.5 %以上 (令和3(2021)年度：小6)	73.0 %以上 (令和7(2025)年度：小6)
	45.0 % (平成26(2014)年度：中3)	63.4 % (令和3(2021)年度：中3)	45.5 %以上 (平成29(2017)年度：中3)	51.0 %以上 (令和3(2021)年度：中3)	51.5 %以上 (令和7(2025)年度：中3)
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	53.6 % (平成26(2014)年度：小6)	45.0 % (令和3(2021)年度：小6)	55.0 %以上 (平成29(2017)年度：小6)	57.5 %以上 (令和3(2021)年度：小6)	60.0 %以上 (令和7(2025)年度：小6)
	31.2 % (平成26(2014)年度：中3)	31.2 % (令和3(2021)年度：中3)	32.0 %以上 (平成29(2017)年度：中3)	33.0 %以上 (令和3(2021)年度：中3)	40.0 %以上 (令和7(2025)年度：中3)
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	93.3 % (平成26(2014)年度：小5)	93.0 % (令和2(2020)年度：小5)	93.3 %以上 (平成29(2017)年度：小5)	94.0 %以上 (令和3(2021)年度：小5)	94.0 %以上 (令和7(2025)年度：小5)
	89.9 % (平成26(2014)年度：中2)	91.1 % (令和2(2020)年度：中2)	90.0 %以上 (平成29(2017)年度：中2)	90.0 %以上 (令和3(2021)年度：中2)	93.0 %以上 (令和7(2025)年度：中2)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	
			令和8(2026)年度以降
地域等による学校運営への参加促進事業 <p>学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現を目指すために、学校教育推進会議を学校学校運営協議会(コミュニティ・スクール)に移行・展開し、拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各校の取組推進 ・各校の実情に合わせた取組の推進 ●学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充 <ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会設置校(コミュニティ・スクール)：28校 ・コミュニティ・スクールの拡充 ●コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催 ・取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布 ・コミュニティ・スクール連絡会の開催やリーフレットの配布等による実践成果の普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の実情に合わせた取組の推進 	事業推進
地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 <p>地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区・教育担当を中心に、関係機関と連携しながら、学校と地域との連携の強化や学校へのきめ細かな支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「夢教育21推進事業」の実施 ・「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 ●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 ・学校評価の適正な実施による各学校の組織的・継続的な改善 ●学校教育ボランティアの配置による学校活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育ボランティアの配置 ・継続実施 ●小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小中連携・一貫教育の実施 ・小中連携・一貫教育の推進 ●区における教育支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営全般にわたる支援 ・地域みまもり支援センター等と連携した取組の実施 ・「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携による子どもの支援 ●学校運営費の適正な執行 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の実情に応じた予算調整制度の運用 ・学校運営費の適正な執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 ・学校評価の適正な実施による各学校の組織的・継続的な改善 ・継続実施 ・小中連携・一貫教育の推進 ・学校運営全般に対する支援の充実 ・地域みまもり支援センターとの連携など学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援 ・地域団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ・学校運営費の適正な執行 	事業推進
教職員研修事業 <p>子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員やモデルリーダーとなる中堅職員の資質・能力の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員の資質、能力の向上をめざした研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の実施 ・OJTを通して学び続けることができる環境の確保 ・GIGAスクール構想や働き方・仕事の進め方改革を踏まえた研修の実施 ●優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のためのかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施 ・かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施による優秀な人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の推進 ・学び続けることができる環境の確保や教職員の資質、能力の向上を目指した取組の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 2-2-4 学校の教育力の向上

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～7（2025）年度	
			令和 8（2026）年度以降
教職員の選考・人事業務 施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等により創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校における教育活動の充実を図るため、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●35人学級への対応と効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施 ・定数算定等の実施 ・学級編制の標準の引き下げへの対応と施策推進に資する定数算定及び配当 ●計画的な人事管理と、創意と活力にあふれた魅力的な人材確保の推進 ・適材適所な教職員配置の実施 ・公正で適正な教員採用試験の実施 ・代替教職員の確保に向けた広報活動の充実等 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に基づく取組の実施・進捗管理 ・教職員事務支援員等の全小中学校への配置 ・部活動指導員の全中学校への配置 ・休日の部活動の地域移行に向けた実践研究の実施 ●学校の円滑な運営に資する支援制度の運用 ・法曹有資格者の配置による学校法律相談の実施 	事業推進
学校業務マネジメント支援事業 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革に向けた取組を推進するとともに、円滑な学校運営に資する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校運営体制の再構築に向けた取組 ・「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の改定（予定） ・学校における業務改善の支援 ●学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の実施 ・教職員事務支援員等の全小中学校への配置 ・部活動指導員の全中学校への配置 ・休日の部活動の地域移行に向けた実践研究の実施 ●学校の円滑な運営に資する支援制度の運用 ・法曹有資格者の配置による学校法律相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員事務支援員や部活動指導員の配置等による学校業務の効率化 ・休日の部活動の地域移行に向けた検討 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価